

071016

## 転換型老健には新たな施設サービス費は設けず加算で評価

10/12 社会保障審議会介護給付費分科会では 厚労省が示した次のような 療養病床から転換した介護老人保健施設の介護報酬の論点について議論されました。

### (仮称) 医療機能強化型介護老人保健施設の介護報酬等に関する論点について

#### 【基本的な考え方】

療養病床から転換した介護老人保健施設の入所者は、現在の療養病床の入院患者のうち、医療の必要性が比較的 low、状態が安定している者と考えられる。

こうした入所者に必要な医療サービスについては、既存の介護老人保健施設において提供される範囲と比較して、平日昼間における医療ニーズが高まるほか、夜間等の日常的な医療処置と緊急対応や、看取りへの対応が新たに求められることとなる。

これらの対応を可能とするためには、そのコストの投入量に見合った支払いを行うべきではないか。

#### 【具体的な論点】

##### 報酬における評価の方法について

転換型老健について、入所者の状態を踏まえた医療ニーズに対応するサービスの提供体制に応じた給付額を定めるためには、介護報酬体系において新たな施設サービス費を創設する(新たな施設類型を設ける)のではなく、転換型老健において、必要な医療サービスの提供にふさわしい医療職の配置を行った上でサービスの提供を行った場合に、介護報酬上 **加算により評価を行う** こととしてはどうか。

##### 入所者について

転換型老健の入所者として想定され、一定の医療サービスの提供が必要な者の入所を引き続き担保する観点から、転換型老健については、個々の施設が入所者に関して以下の条件を満たすこととしてはどうか。

##### 夜間等日勤帯以外の時間帯に看護が必要な者の割合が一定程度以上

・夜間等日勤帯以外の時間帯における看護対応は、そうした対応が必要な者が一定程度存在することを前提とすることから、これらの者の割合を一定程度以上と設定してはどうか。

##### 夜間等日勤帯以外の時間帯等の対応について

<医師による対応(往診等)>

夜間等日勤帯以外の時間帯における、急性増悪により医師による緊急対応的な医療提供を要する入所者については、対応が必要と見込まれる入所者数等に鑑みれば、介護老人保健施設の医師のオンコール対応や他の保険医療機関の医師の往診(後者については医療保険からの給付であり、保険局と調整中。)により対応可能である。

<看護職員による夜間等日勤帯以外の時間帯の対応等>

看護職員による夜間等日勤帯以外の時間帯の医療提供については、対応が必要と見込まれる入所者数等に鑑みれば、新たに夜間等における看護職員の継続的な配置を求めたり、必要に応じ、経管栄養への対応のため、朝夕の時間帯について、日勤帯の勤務者の早出・遅出勤務を行うことが必要である。

また、療養病床の転換により、現在の療養病床の入院患者のうち一定の者が転換型老健に入所することにより、既存の介護老人保健施設と比較して日勤帯の時間帯における医療ニーズも高まることが考えられるため、転換型老健の医薬品費・医療材料費といった物品費は、入所者が有する医療ニーズからすると、既存の介護老人保健施設と比較して高額となることが想定される。

このように、転換型老健は、既存の介護老人保健施設と比較して医療ニーズが高まることから、夜間等日勤帯以外の時間帯における対応を可能とするための一定の **看護職員の配置等や、必要となる物品費等について、介護報酬上加算により評価する** こととしてはどうか。

##### 入所者の看取り等への対応について

療養病床から転換した介護老人保健施設では、看取りを要する者が一定程度存在することから、入所者や家族の意向に沿った安らかな最期を迎えることができるようにすることが必要である。

こうした医師、看護職員等による終末期における看取り体制を評価するため、次に掲げるような要件を満たした場合に、介護報酬上加算により評価することとしてはどうか。

- ・医学的知見に基づき、回復の見込み等から終末期であると診断した入所者に対するものであること
- ・入所者又は家族の同意を得て、当該入所者のターミナルケアに関する計画が作成されていること
- ・医師、看護師、介護職員等が共同して、随時、本人又は家族への説明を行い、同意を得ながらターミナルケアが行われていること
- ・入所者が入所施設又は当該入所者の居宅において死亡した場合

こうした看取りに対する対応の他、入所者により大きく異なる個別のニーズに対応した一定の適切な医療サービスを提供することを介護報酬上加算により評価することとしてはどうか。

また「小規模介護老人保健施設」が 現在指定申請が全くないという現状を改善するため「介護報酬の180日の算定日数上限を撤廃すること」「医療機関併設型小規模介護老人保健施設に係る人員基準(支援相談員および介護支援専門員をそれぞれ常勤で1名以上配置)を緩和し 非常勤による配置でも可能とすること」が提案されました。

「医療機能強化型老健」という名称は、実際は療養型医療施設よりも医療機能は低下しているにもかかわらず、療養型よりも医療機能が強化されているという誤解を与えるという意見が、老健協会等から指摘があったため、名称は変更されることになった。正式名称が決まるまでは「療養型医療施設から転換した老健」と呼ばれる。

新たな施設類型・施設サービス費は設けない。厚労省は転換型老健に限って加算を認めるとしているが、入所基準の設定内容によっては既存の老健でも基準を満たす場合もあり得る。老健協会等は、加算ならば既存老健にも適用すべきであるとしている。

転換型老健の要件を明示することが必要とされた。

11月初旬に厚生労働省との意見交換会を予定しています。事前に文書を提出すれば回答が得られますので、厚労省への質問事項がありましたらお寄せください。「要望」ではなく「疑問・質問」です。たとえば「これこれといったサービス提供や事業計画は認められるのか、法令違反ではないのか?」「特養を賃貸ビルで開設できるのか」などといった形式であれば大丈夫です。ご質問は10/26(金)までに弊社までメールかFAXでお寄せください。厚労省から回答があったものについてはウエルビーレポート等で お伝えします。どうぞご活用ください。